

平成30年度 池田町公共下水道事業特別会計繰越明許費 (翌年度繰越額)

処理施設事業

84,300,000円

平成30年度 池田町小水力発電事業特別会計補正予算

主な歳出

修繕料

△60万円

農業集落排水事業特別会計繰出金

60万円

条例改正

- 池田町税条例等の一部を改正する条例
地方税法等の一部が改正された事により
ふるさと納税制度の見直し・軽自動車税のグリーン化特例の見直し他
- 池田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
国民健康保険税の課税限度額及び減額の対象となる所得の基準の変更により
- 自立経営農家育成補助金交付条例を廃止する条例
代理申請事務の見直しにより、融資機関の代理申請事務を町に一元化する方式に変更
- 池田町ごみ焼却施設設置条例を廃止する条例
池田町クリーンセンター施設を閉鎖したため
- 池田町火葬場設置及び管理に関する条例を廃止する条例
池田町斎苑施設の老朽化に伴い、本年の4月より火葬業務を揖斐広域斎場に1本化し、池田町斎苑を閉苑したため
- 池田町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例
児童福祉手当の一部改正により
母子家庭の母及び児童と父子家庭の父及び児童の所得制限の判定をするに当たって前々年の所得による期間の変更
- 池田町立学校並びに公民館の使用及び使用料の徴収に関する条例の一部を改正する条例
多目的ホールの解体により、ホール内の陶芸窯を中央公民館内に移設する事により
- 池田町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
「国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律」及び「公職選挙法の一部を改正する法律」が公布・施行された事により

区分	投票管理者	期日前投票所の投票管理者	開票管理者	選挙長	投票立会人
日額報酬 (現行)	12,700円	11,200円	10,700円	10,700円	10,800円
日額報酬 (改正後)	12,800円	11,300円	10,800円	10,800円	10,900円